

## 二〇〇九年度 野球規則改正

(1) 一・〇一を次のように改める。(傍線部挿入)

野球は、囲いのある競技場で、監督が指揮する九人のプレーヤーから成る二つのチームの間で、一人ないし数人の審判員の権限のもとに、本規則に従って行なわれる競技である。

(2) 二・四六 LEAGUE PRESIDENT「リーグプレジデント」(リーグ会長)に次の【注】を追加する。

【注】我が国のプロ野球では、本規則のリーグ会長の職務はコミッショナーの指名した者によって遂行される。

(3) 四・〇五【原注】三行目に次の文(傍線部)を挿入する。

ここ数年、ほとんどのコーチが片足をコーチスボックスの外に出したり、ラインをまたいで立ったり、コーチスボックスのラインの外側に僅かに出ていることは、ありふれたことになっているが、コーチは、打球が自分を通過するまで、コーチスボックスを出て本塁寄りおよびフェア地域寄りに立っていないはならない。ただし、相手チームの監督が異議を申し出ない限り……

(4) 六・〇五(h)【原注】七行目に傍線部を挿入する。

打撃用ヘルメットに、偶然、打球がフェア地域で当たるか、または送球が……

(5) 七・〇三本文を(a)として末尾に「ただし(b)項適用の場合を除く。」を挿入し、新たに次の(b)を追加する。

七・〇三(b) 打者が走者となったために進塁の義務が生じ、二人の走者が後位の走者が進むべき塁に触れている場合には、その塁を占有する権利は後位の走者に与えられているので、前位の走者は触球されるか、野手がボールを保持してその走者が進むべき塁に触ればアウトになる。

(6) 七・〇五(e)【注】を【b c d e注】として次のように改める。

【b c d e注】野手により、本項の行為がなされた場合の走者の進塁の起点は、野手が投

げたグラブ、本来の位置から離れた帽子、マスクその他が打球または送球に触れた瞬間とする

(7) 七・〇七【注三】を次のように改める。

七・〇七【注三】本条は、投手の投球が正規、不正規にかかわらず適用される。

(8) 七・〇九(e)に次の文(傍線部)を挿入する。

アウトになったばかりの打者または走者、あるいは得点したばかりの走者が、味方の走者に対する野手の次の行動を阻止するか、……

(9) 八・〇五ペナルティ【注一】末尾、次の文を削除する。

なお、“その他”には捕手またはその他の野手の打撃妨害を含まない。

(10) 一〇・〇一(a)に次の【注】を追加する。

【注】我が国のプロ野球では、リーグ会長の職務はコミッショナーの指名した者によって遂行される。

(11) 一〇・二〇【注】を削除する。

(12) 一〇・二二(a)と(c)の各【注】を削除し、次の【一〇・二二注】を追加する。

【一〇・二二注】我が国のプロ野球では、“組まれている試合総数”を“行なった試合数”に置きかえて適用する。数の算出にあたり、端数は本条(a)(b)各〔原注〕に準ずる。

(13) 巻頭6ページ、ストライクゾーンのイラストを変更する。

二〇〇九年一月二十九日

以上

## 二〇〇九年度 野球規則改正説明

(1) 一・〇一を次のように改める。(傍線部挿入)

野球は、囲いのある競技場で、監督が指揮する九人のプレーヤーから成る二つのチームの間で、一人ないし数人の審判員の権限のもとに、本規則に従って行なわれる競技である。

説明 審判員の地位を明らかにするため、原本傍線部 [under jurisdiction of one or more umpires]を挿入した。

(2) 二・四六 LEAGUE PRESIDENT「リーグプレジデント」(リーグ会長) に次の【注】を追加する。

【注】我が国のプロ野球では、本規則のリーグ会長の職務はコミッショナーの指名した者によって遂行される。

説明 我が国プロ野球の組織の変更によって両リーグ会長不在となったため本条文を追加した。

(3) 四・〇五【原注】三行目に次の文(傍線部)を挿入する。

ここ数年、ほとんどのコーチが片足をコーチスボックスの外に出したり、ラインをまたいで立ったり、コーチスボックスのラインの外側に僅かに出ていることは、ありふれたことになっているが、コーチは、打球が自分を通過するまで、コーチスボックスを出て本塁寄りおよびフェア地域寄りに立っていないはならない。ただし、相手チームの監督が異議を申し出ない限り……

説明 ベースコーチが打球に当たる危険を防止する目的から条文に挿入した。

(4) 六・〇五(h)【原注】七行目に(傍線部)を挿入する。

【打撃用ヘルメットに、偶然、打球がフェア地域で当たるか、または送球が……】  
説明 打撃用ヘルメットに打球がフェア地域で当たった場合が明示しなかったため追加された。

(5) 七・〇三本文を(a)として末尾に「ただし(b)項適用の場合を除く。」を挿入し、新たに次の(b)を追加する。

七・〇三(b) 打者が走者となったために進塁の義務が生じ、二人の走者が後位の走者が進むべき塁に触れている場合には、その塁を占有する権利は後位の走者と与えられているので、前位の走者は触球されるか、野手がボールを保持してその走者が進むべき塁に触ればアウトになる。

説明 同一塁に二走者が触れている場合、通常後位の走者が触球されればアウトとなるが、後位の走者がフォースの状態となっている塁に二走者が触れている場合は、前位の走者がアウトとなることの説明として追加された。

(6) 七・〇五(e)【注】を【b c d e注】として次のように改める。

【b c d e注】野手により、本項の行為がなされた場合の走者の進塁の起点は、野手が

投げたグラブ、本来の位置から離れた帽子、マスクその他が打球または送球に触れた瞬間とする

説明 守備者が七・〇五（b・c・d・e）に該当する行為を行ったとき走者の進塁基準を定める説明である。

打球の際に関しては七・〇五（j）に記載されている。

（7）七・〇七【注三】を次のように改める。

七・〇七【注三】本条は、投手の打球が正規、不正規にかかわらず適用される。

説明 七・〇七【注三】三塁走者が、スクイズまたは盗塁によって得点しようと試みた場合、捕手またはその他の野手がボールを持たないで、本塁の上または前方に出るか、あるいは打者のバットに触れたときには、投手にボークを課して、打者はインターフェアによって一塁が与えられる。この際はボールデッドとなる。」

二〇〇八年まで七・〇七【注三】に記載されていた投手が不正規投球をした際の規則適用の特例を改め、すべて同じ扱いをするものとし、走者のみならず打者も打撃妨害により一塁が与えられることで七・〇七に関する適用を一本化した

（8）七・〇九（e）に次の文（傍線部）を挿入する。

アウトになったばかりの打者または走者、あるいは得点したばかりの走者が、味方の走者に対する野手の次の行動を阻止するか、……

説明 傍線部の文が追加された。

（9）八・〇五ペナルティ【注一】末尾、次の文を削除する。

なお、“その他”には捕手またはその他の野手の打撃妨害を含まない。

説明 七・〇七【注三】の改正により八・〇五ペナルティ【注一】末尾の文を抹消した。

（10）一〇・〇一（a）に次の【注】を追加する。

【注】我が国のプロ野球では、リーグ会長の職務はコミッショナーの指名した者によって遂行される。

（11）一〇・二〇【注】を削除する。

（12）一〇・二二（a）（c）の各【注】を削除し、次の【一〇・二二注】を追加する。

【一〇・二二注】 我が国のプロ野球では、“組まれている試合総数”を“行なった試合数”に置きかえて適用する。数の算出にあたり、端数は本条（a）（b）各〔原注〕に準ずる。

（13）巻頭6ページ、ストライクゾーンのイラストを変更する。

説明 アマチュア野球でストライクゾーンを規則書通りに適用することからイラストを打者が打撃姿勢に入ったときの形に変更する。

二〇〇九年一月二十九日

以上